

日本労働弁護団主催
「改正労働契約法学習会」報告

弁護士 橋本 佳代子
(ウェール法律事務所)

1 改正労働契約法は実務に大きな影響を与えることが予想されています。改正19条（「雇止め法理」の法定化）は平成24年8月10日に施行され、改正18条（有期労働契約の無期労働契約への転換）及び改正20条（期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止）の施行（平成25年4月1日）も目前に迫っています。

そのような中、2012年11月21日に、連合会館にて、日本労働弁護団主催「改正労働契約法学習会」が開かれました。若手からベテランまで多くの弁護士が参加し、非常に活発な議論が行われました。

2 はじめに、嶋崎量本部事務局次長から改正のポイントについて、通達・国会答弁を中心にご講義いただきました。論点になると予想される事項について通達や国会答弁にまで遡った解説は分かりやすく、かつ実践的で、とても勉強になりました。

改正18条に関し、「無期労働契約への転換に当たり職務の内容などが変更されない場合に無期転換後の労働条件を従前よりも低下させることが許されるか」という論点や、改正19条の「契約期間の満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合」の「遅滞なく」の解釈について、答弁の原文に遡って立法趣旨からの説明があり、判断の方向性が見えてきました。

これまで条文の解釈に当たり国会答弁まで意識したことはありませんでしたが、改正労働契約法については国会答弁や立法経緯に遡る必要性を強く感じました。そして、有期労働契約で働く労働者が安心して働けることができる社会を実現するという今般の法改正の目的を達成するためには、立法趣旨に沿った運

用がなされるように特に意識して行かなければならないと思いました。

3 次に、水口洋介幹事長から改正20条（期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止）について、主に以下の2つの裁判例に則してご講義いただきました。

日本郵便送達事件（大阪地判平14.5.22労判830号）は、郵便局の配達業務を行う臨時社員が正社員と同一の業務を行っているにもかかわらず正社員と同一の賃金が支払われないのは同一労働同一賃金の原則に反し公序良俗違反であり、不法行為に該当するとして正社員との賃金差額相当額の支払いを求めた事件です。裁判所は正社員と臨時社員の業務が同一であることを認定しながら、契約の自由を強調し、同一労働同一賃金の原則が一般的な法規範として存在しているとは言い難いことを理由に違法性を認めませんでした。今後、類似の事案において、改正20条が同一労働同一賃金の原則の法規範となり、この裁判例とは異なる結論が導かれることが大いに予想されます。

また、丸子警報器事件（長野地裁上田支判平8.3.15労判690号）はホーン及びリレー等の組立・検査を行う臨時社員（女性）が、上記事件と同様に、不法行為に基づき正社員（女性）との賃金差額相当額の損害賠償を請求した事件です。業務内容の同一性については当事者間に争いはありませんでした。裁判所は労働内容が全く同一であるにもかかわらず正社員と臨時社員との間に賃金格差を設けている会社の賃金制度は「同一労働同一賃金の原則の根底にある均等待遇の理念に違反する格差であり公序良俗違反として違法となるべき」と判断しました。そして、原告らの賃金が、同じ勤続年数の女性正社員の8割以下となる場合は、許容される賃金格差の範囲を明らかに越え、その限度において被告の裁量が公序良俗違反として違法となることを認めました。この事件で裁判所が賃金格差を違法と判断した法的根拠は公序良俗違反のみですが、今後、改正20条が根拠となり、類似の事案について裁判所の積極的な判断が期待できるものと思われ

ます。

改正20条は不合理性を判断する要素に幅があり、また、対象となる労働条件も広く、施行直後から多様な事件が訴訟になることが予想されます。将来のためにも、勝訴判決を積み重ねて行く必要性を強く感じました。

4 以上の講義の後、特に改正20条について、賞与、家族手当・住居手当・通勤手当、慶弔休暇の取得等について期間の定め有無により差を設けることの合理性、判断要素である「その他の事情」には職務範囲や職種の限定だけではなく、採用手続、学歴キャリアも関係するか等について、出席者から様々な見解が出され、非常に活発な議論が交わされました。

出席者の発言からは、本法が本来の改正目的に沿って適切に運用されるようにするためにも、労働弁護士の使命として、これから労働者側に有利な判例を積み重ねて行くという強い意気込みが伝わってきました。

以上



「非正規全国会議 in 福井」開催
—事務局に非正規問題を考える—
弁護士 橋本 佳代子
(ウェール法律事務所)

1 「非正規全国会議」
「非正規全国会議 in 福井」は、2012年11月21日、福井県庁第2会議室（福井県庁1階）において開催されました。当日は、日本労働弁護団の橋本佳代子弁護士が司会を務め、事務局の橋本佳代子弁護士が挨拶を行いました。この会議は、非正規労働者による全国的な運動の一環として開催されたもので、この機会に全国的なネットワークを構築することを目的として開催されました。当日は、福井県庁第2会議室、福井県庁第1会議室、福井県庁第3会議室が会場となっていました。

2 会議の開催の経緯から
まず、「非正規労働者による全国的な運動の一環として開催されたもので、事務局の橋本佳代子弁護士が挨拶を行いました。この機会に全国的なネットワークを構築することを目的として開催されました。」という趣旨で開かれたことについて、事務局の橋本佳代子弁護士が挨拶を行いました。

「非正規労働者による全国的な運動の一環として開催されたもので、事務局の橋本佳代子弁護士が挨拶を行いました。この機会に全国的なネットワークを構築することを目的として開催されました。」という趣旨で開かれたことについて、事務局の橋本佳代子弁護士が挨拶を行いました。